

発議案第5号

特別委員会の設置について

策定が始まっている次期北上市総合計画について、調査検討を行うため、地方自治法第109条第1項及び北上市議会委員会条例第4条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- 1 名称 総合計画調査検討特別委員会
- 2 委員数 24人
- 3 期間 設置の日から令和2年3月31日まで

令和元年7月25日提出

提出者 北上市議会議員 高橋光博

賛成者 北上市議会議員 八重樫七郎

同 小原敏道

同 梅木忍

同 鈴木健二郎

提案理由

次期総合計画におけるまちづくりの将来像、施策の方向性、指標等の妥当性について、調査検討するための特別委員会を設置しようとするものである。